

令和3年度第2回平塚市国民健康保険運営協議会会議録

日時 令和3年(2021年)11月18日(木)
午後2時00分～午後2時53分
場所 市庁舎本館4階410会議室

- 1 出席者 高橋会長、佐野委員、川口委員、高宮委員、椎野委員、宇山委員、高橋委員、牧石委員、林委員、久保田委員、今井委員、綾部委員

以上12名

(欠席者：1名)

事務局：重田健康・こども部長、草山保険年金課長、長島課長代理、坪内担当長、長谷川主任、井出主事、清水主事

以上7名

- 2 傍聴者 1名

- 3 開会

過半数の委員が出席しており平塚市国民健康保険運営協議会規則第4条第2項の規定により会議は成立した。

- 4 議事

次第に従い、順次議題を審議した。

会 長：協議会次第に従いまして議事を進めます。

議題(1)「仮係数に基づく令和4年度の納付金・標準保険税率の説明について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局より、神奈川県から示された仮係数に基づく令和4年度の納付金・国保標準税率の概要と今後の見通しについて説明した。
--

会 長：説明内容について、御意見・御質問いただければと思います。

委 員：資料1-1のところ医療費水準について、各市のどういう部分を比較しているのでしょうか。医療費の多さや一人当たりの医療費についてということでしょうか。

事務局：各市町村の医療費の実績や、年齢別の構成などからの実績です。

委員：医療体制が整っている等の比較ではなく、病院にかかった費用の比較、例えば高齢者が多いところでは医療費が高くなるとか、そういったことが医療費水準ということでしょうか。

事務局：そうです。

会長：他にありますか。他にないようであれば、議題（１）「仮係数に基づく令和４年度の納付金・標準保険税率の説明について」は終了させていただきます。次に議題の（２）「未就学児の均等割保険税の軽減措置について」事務局から説明をお願いします。

事務局より、未就学児の均等割保険税の軽減措置が政令によって定められたため、本市における開始予定時期や概要、軽減額等について説明した。

会長：皆さまから質問等がございましたらお願いします。私から質問させていただきます。標準世帯でこの制度が適用される場合、年間でどの程度減額となるのか教えてくださいいただけますか。

事務局：本係数が確定した際にモデル世帯として挙げているケースで試算させていただきます。モデル世帯の場合、家族構成が30代の夫婦、子供が2人、所得が2,000,000円となっています。この世帯の場合、2割軽減となります。令和3年度は年間の税額が279,500円ですが、未就学児の軽減が適用されると、251,600円となり、年間で27,900円の減額となります。

会長：標準的な世帯の試算を示していただきました。他に御意見・御質問はありますか。

委員：所得が2,000,000円で2割軽減のモデルケースを今お話しいただきましたが、所得金額によってどれくらい金額がかわってくるのでしょうか。

事務局：まず7割軽減の方は、所得が430,000円以下となります。次に5割軽減は430,000円に被保険者及び特定同一世帯1人につき285,000円を超えない世帯となります。2割軽減世帯は430,000円に加え、被保険者及び特定同一世帯1人につき、520,000円を加算した金額を超えない世帯です。つまり加入者の人数によって少しずつ変わってきます。

委員：そうするとまるまる5割軽減される世帯は、2,000,000円より少し多いということなので、例えば3,000,000円の世帯だと、いままで軽減が0だったのが、5割軽減になるという考え方でよろしいですか。

事務局：お子さんの部分だけ軽減になりますので、まず所得のところで決まった軽減率によって、均等割額が軽減されます。その後未就学児の子供の人数によって、軽減されますので、世帯の構成によって決まってくるため、一律どの程度軽減されるか説明は難しいです。

会長：先ほど説明のあった家族構成が30代の夫婦、子供が2人、所得2,000,000円のモデル世帯を国保の標準的な世帯と考えると、年間で27,900円程度軽減される世帯が多いだろうということでしょうか。

事務局：そうです。

会長：他にありますか。

委員：1点目は、未就学児の均等保険税を軽減する理由はどういうことなのか。2点目は、今の質疑応答を聞いた感想になりますが、家族構成が30代の夫婦、子供が2人、所得2,000,000円で保険税が279,500円は高いと思いました。保険税の負担を考えると軽減されるのはありがたいと思いましたが、今回の軽減は保険税に対する考え方なのか、子育て施策の一環なのか知りたいです。

事務局：以前から子育て世帯に対する軽減は議論されており、各市町村で独自に軽減を行っているところもありました。平塚市の場合も以前から考えていましたが、軽減は見送っていました。今回国の政令の発出に基づき実施を決めましたが、国の政令が出てから決定した理由は保険税の計算の部分において、システム改修等が必要になるからです。軽減措置の場合は保険税の計算、システムの根幹を改修するため、多額の改修費がかかる可能性があり、実施を見送っていました。今回は国からの政令が示されましたので、軽減をさせていただく準備をしているところです。負担感に関しては、同様の意見を被保険者の方からいただいておりますので、承知しております。今までは平塚市の保険税は、平成30年の国保制度改革から低所得者への配慮や、法定外繰入金の解消など、段階的に保険税の改定をしております。保険税率に関してはこれらのことを考慮に入れて、激変緩和のため段階的に上げており、国保財政自体は収納率の向上など安定運営しているため、税率に関して

御理解いただいていると考えています。たださまざまなお声をいただいているため、できることはやっていきたいと思っています。

会 長：他はいかがでしょうか。他にないようであれば、議題（２）「未就学児の均等割保険税の軽減措置について」の説明は終了させていただきます。次に議題（３）「平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要について」事務局から説明をお願いします。

事務局より、健康保険法施行令の一部改正にあわせて、平塚市国民健康保険条例第５条に規定する産科医療補償制度の対象外分娩に係る出産育児一時金の支給額を改定すること等について報告をした。

会 長：私から質問させていただきます。資料３－１の改正要旨について、産科医療補償制度の対象外分娩とはどういうケースのことでしょうか。また、改正によってどの程度平塚市として費用の増加が見込まれますか。

事務局：これに該当するケースは、海外出産や妊娠の１２週から２８週間の死産や流産が対象となり、件数としては年間１０件以下です。費用としては今回の改正で４０４,０００円が４０８,０００円となり、差額は４,０００円です。年間で最大１０人いたとしても年間で４０,０００円あがります。適用は令和４年１月１日の分娩から適用されますので令和３年度で計算するとおおよそ１０,０００円の増加が見込まれます。令和４年度は４０,０００円が見込まれますが、既定予算の中で対応できる範囲と考えています。

会 長：他はいかがでしょうか。他にないようであれば議題（３）「平塚市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）の概要について」は終了させていただきます。用意されました議題はすべて終わりました。今までの議題の中でも結構ですし、他に何かございましたらお願いします。

委 員：資料１で特に説明のなかった項目ですが、最近申請されているコロナ減免がどの程度申請されているのでしょうか。所得額が下がっていると御説明がありましたので、参考に教えていただきたい。

事務局：令和２年度の実績は約３００件ありました。金額にして約６０,０００,０００円が減免になりました。令和３年度は、現在受け付けているもので２０件程度です。令和２年度についてもまだ受け付けていますので問い合わせがあった際は、説明をさせていただきます。

会 長：他にないようですので、議題（４）「その他」について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは次回開催について連絡させていただきます。次回の第３回については令和３年１２月２３日（木）午後２時から４１０会議室で開催します。今後通知や資料を送付いたします。委員の皆様には任期中最後の開催となりますが、議題は納付金・標準保険税率を踏まえた令和４年度の保険税率や限度額の設定に向けた国民健康保険税条例の一部改正案に向けた諮問、令和４年度平塚市国民健康保険事業特別会計の当初予算案と事業の説明を行う予定となっております。税率につきましては、諮問をいただく予定となっておりますので、御承知おきください。

会 長：以上を持ちまして議事に係る事項を終了させていただきます。

事務局：皆様には３年間の任期をいただいておりますが、例年年間３回参加していただき、９回場で終わるのですが、着任早々の１月の会議で税率を決めるのは困難であるため、今回は任期をずらし、委員の皆様は１０回目の参加となるのですが１２月に運営協議会を開催させていただきます。運営協議会では税率を決めることが一番大きいので最後に皆様に決めていただくこととなります。今日御説明させていただきましたが、また１２月に資料を送らせていただきますので、その際は忌憚ない御意見をいただければと思いますので、よろしく願いいたします。それではこれをもちまして、令和３年度第２回平塚市国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。長時間にわたりありがとうございました。

５ 閉会

令和３年度第２回平塚市国民健康保険運営協議会を閉会した。